

特定外来生物防除等対策事業



【令和4年度第2次補正予算（案） 250百万円】

環境省



地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

令和4年5月に成立した改正外来生物法において、地方公共団体に対し、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講じる責務等が設けられた。これを受けた地方公共団体の取組を支援し、特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

- 令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、新たに国や地方公共団体の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった（令和5年度施行）。
- 同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となることを受け、特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。
 - (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
 - (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和4年度

4. 事業イメージ

